

平成23年度行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	国際約束に基づく保障措置の実施	担当部局庁	研究開発局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和52年度～	担当課室	開発企画課 核不拡散・保障措置室	核不拡散・保障措置室長 末広 峰政				
会計区分	一般会計	施策名	X-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の10、第61条の23の2、第61条の23の10	関係する計画、通知等	日・IAEA保障措置協定 二国間原子力協力協定					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>○保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動である。</p> <p>○我が国は、昭和52年に国際原子力機関(IAEA)との間で保障措置協定を締結し、IAEAによる保障措置を受け入れることとなっている。</p> <p>○そして、関連する国内法の整備を行って(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)の改正)、国内保障措置制度を確立した。本事業は、これら制度の活用により、我が国の原子力平和利用を担保することを目的としている。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づく保障措置を適切に実施するため、以下の業務を行っている。</p> <p>1. 保障措置に関する情報処理業務委託 ○核物質の在庫量等の情報に関する整理及び解析業務等を、原子炉等規制法に基づき指定された、実施機関に行わせるものである。</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務 ○本業務は、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を、原子炉等規制法に基づき指定された、実施機関に行わせるものである。具体的には、①原子力事業者(加工、原子炉、再処理、使用施設など)等に対し実施する査察、②原子力事業者等から採取した試料の分析、③保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究を実施している。</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	3,082	3,229	3,117	2,930	2,945	
		補正予算	△ 17	△ 28	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	3,065	3,201	3,117	2,930	2,945	
	執行額	3,043	3,180	3,099				
執行率(%)	99.3%	99.3%	99.4%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)	
	毎年、国際原子力機関(IAEA)による保障措置実施報告書(Safeguards Implementation Report: SIR)において、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との保障措置結論を得ることを目標とする。		成果実績	—	○	○	○	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	1. 保障措置に関する情報処理業務 活動指標として、原子炉等規制法に基づき事業者から受けた核物質等の計量報告について、国際原子力機関(IAEA)に報告するための処理を行った件数(データ数)を示す。		活動実績 (当初見込み)	データ数	553,855	415,986	471,193	—
	2. 保障措置検査等実施業務 活動指標として、原子炉等規制法に基づき行った査察活動の実績を示す(年度ではなく年)。			人日 ※年	2,896	2,519	2,505	—
単位当たりコスト	1. 保障措置に関する情報処理業務 データ1件: 857円 2. 保障措置検査等実施業務 検査員の一人当たり人件費: 10,541千円 ※社会保険料込み		算出根拠	1. 保障措置に関する情報処理業務委託 平成22年度予算/平成22年度データ処理件数 2. 保障措置検査等実施業務について 平成22年度予算(保障措置検査員人件費)/検査員数				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	保障措置非常勤職員手当	21百万円	21百万円					
	保障措置業務謝金	0.2百万円	0.2百万円					
	保障措置業務旅費	17百万円	17百万円					
	保障措置業務委員等旅費	7百万円	7百万円					
	保障措置業務庁費	25百万円	26百万円					
	保障措置業務土地建物借料	346百万円	393百万円					
	保障措置業務委託費	366百万円	355百万円					
	保障措置業務交付金	2148百万円	2126百万円					
計	2,930百万円	2,945百万円						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○保障措置活動は、我が国の原子力の平和利用を担保するため、日・IAEA保障措置協定等の国際約束に基づき実施するものであり、IAEA等の国際社会から評価されるのは一義的に国である。 ○保障措置活動は、原子力基本法第2条に掲げられているとおり、原子力利用の前提となるものである。 ○不用の発生要因については、主として人件費の削減によるもの（平成22年度）。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○支出先（財団法人核物質管理センター）は、原子炉等規制法第61条の10及び第61条の23の2に基づく指定機関であり、保障措置活動のうち定型的な業務を実施。 ○保障措置は、原子炉等規制法に基づく業務であり、これらにかかるコストは一義的に国が負担。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○保障措置活動の具体的な内容については、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書（及び原子炉等規制法）に規定されており、核物質の計量管理及び査察等により構成される。 ○これらは国際約束を履行するための活動であり、毎年IAEAから我が国の原子力活動が平和目的に限られている旨の結論が得られている。 ○保障措置に関する業務は、原子炉等規制法に基づき文部科学大臣の専管となっている。 ○六ヶ所再処理工場をはじめとした特殊な原子力施設については、保障措置のための核物質の試料分析を行っており、このための分析施設はIAEAと共同利用している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	保障措置は、原子力の開発、研究及び利用の大前提となるものであることに加え、国際約束の履行の観点からも着実に実施すべきである。原子炉等規制法に基づく指定機関の業務については、厳格な品質管理が重要である。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、国際原子力機関（IAEA）との間の協定等を受けて整備した、我が国の原子力活動が平和目的だけに限られていることを担保する保障措置制度の運用に必要な査察活動等の業務を行う長期継続事業であり、原子炉等規制法に基づく指定機関である（財）核物質管理センター向けの支出を含んでいる。</p> <p>2. 所見：20年以上続く長期継続事業であるが、日・IAEA保障措置協定等の国際約束を着実に履行するために不可欠なものである。また、平成21年度レビューの指摘を踏まえ、23年度において予算の縮減を図るなど一定の見直しを図ったことは評価するものの、引き続き、事業の効果的・効率的な実施を目指し、コスト縮減等に努めるべきである。なお、保障措置制度の運用に必要な業務については、国際的にも信頼された専門機関で実施させることが不可欠であることから、（財）核物質管理センター向けの支出となることは適当であるが、更なる業務の厳格な品質管理を行うとともに、分析機器の保守管理等の効率化を図るべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
<p>主として、保障措置検査（査察）に必要な設備の更新及び調査・研究部分の予算の効率化を図り、原子炉等規制法に基づく指定機関に関する予算については、概算要求に▲32百万円反映した。</p> <p>また、平成23年4月より、（財）核物質管理センターにおいて品質管理マニュアルを大幅に改訂し、外部専門家の協力も得て、より厳格な品質管理体制を構築している。</p>			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
—			

文部科学省
3,099百万円

保障措置業務非常勤職員手当 18百万円
保障措置業務庁費 15百万円
保障措置業務土地建物借料費 345百万円
保障措置業務旅費等 22百万円

を含む

日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づき保障措置を適切に実施するため、原子炉等規制法に基づき、我が国における原子力の平和利用を担保する。

【随意契約・委託】

A. 保障措置業務の委託

(財)核物質管理センター
404百万円

核不拡散条約下における国内保障措置の実施、日本国政府とIAEAとの保障措置協定及び原子力の平和利用に関する二国間原子力協定の国際約束に基づき保障措置の適切な実施に資するため、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析、その他の処理業務について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する「指定情報処理機関」として文部科学大臣から指定された機関に業務を委託。

【交付】

B. 保障措置業務交付金

(財)核物質管理センター
2,296百万円

文部科学大臣より交付される実施指示書に基づき、保障措置検査を適時適切に実施し、また、施設から提出を受け又は国が収去した試料は、安全を確保しつつ的確に試験を実施するとともに、核燃料物質等の移動を監視・記録の確認を行う等のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき保障措置検査等実施業務を行う「指定保障措置検査等実施機関」として指定された機関に対する交付金。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位:百万円)

A.(財)核物質管理センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	情報処理業務担当職員	162			
業務実施費	借損料	113			
	電子計算機諸費	59			
	雑役務費	19			
	消費税相当額	8			
	国内旅費、外国旅費	3			
	消耗品費等	3			
一般管理費	直接経費の10%	37			
計		404	計		0
B.(財)核物質管理センター			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	交付金業務担当職員	1,160			
核燃料物質 の分析業務 及び記録の確 認業務事業	機器等維持保守費	322			
	業務用消耗品費等	238			
保障措置検 査業務事業 費	情報処理システム運用費等	169			
	機器等維持保守費	155			
保障措置検 査等技術に係 る調査・研究 事業費	雑役務費等	33			
	システム整備費	16			
附帯事務費	間接経費	203			
計		2,296	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A. 保障措置業務の委託

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)核物質管理センター	核不拡散条約下における国内保障措置の実施、日本国政府とIAEAとの保障措置協定及び原子力の平和利用に関する二国間原子力協定の国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資するため、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析、その他の処理業務について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する「指定情報処理機関」として文部科学大臣から指定された機関に業務を委託。	404	随意契約	-

支出先上位10者リスト

B. 保障措置業務交付金

※交付事業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)核物質管理センター	文部科学大臣より交付される実施指示書に基づき、保障措置検査を適時適切に実施し、また、施設から提出を受け又は国が収去した試料は、安全を確保しつつ的確に試験を実施するとともに、核燃料物質等の移動を監視・記録の確認を行う等のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく保障措置検査等実施業務を行う「指定保障措置検査等実施機関」として指定された機関に対する交付金。	2,296	-	-